

こちらに個人番号(マイナンバー)を誤りなく、ご記入ください。

記入例

令和 年 月 日 志摩市長 殿		整理番号
住所	太枠内の項目(住所、氏名、性別、電話番号、生年月日、個人番号)をすべて記入してください。 ※記載内容について、年内に変更が生じた場合は「申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。	フリガナ
		氏名
		個人番号
電話番号		生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
寄附をするごとに、寄附をした年月日と寄附金額を記入してください。	

2. 申告の特例の適用に関する事項

確定申告が不要であり、住民税申告も不要(寄附金税額控除は除く)である場合に限り、チェックしてください。
※確定申告をされる場合は、ワンストップ特例制度の対象にはなりません。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である



(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税に申告

ワンストップ特例申請で寄附をする自治体が、年間で5団体以下であると見込まれる場合のみ、チェックしてください。
※5団体より多い場合は、ワンストップ特例制度の対象にはなりません。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である



(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

住所、氏名をご記入ください。

町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

受付日付印

- 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。
- 対象は、上記のふるさと納税先自治体数が5団体以内であり、当該年1月1日以降に行うものです。
- ふるさと納税を行う各自治体に、申請書を提出する必要があります。
- 本制度の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税から控除されます。